

## 長野県中小企業振興審議会第2回条例検討部会 要旨

□ 日時

平成25年3月26日（火）14時00分から16時00分まで

□ 場所

長野県庁本館棟 特別会議室

□ 出席委員（氏名五十音順、敬称略）

小澤吉則、関野友憲、西澤孝枝、根橋美津人、水本正俊

### 1 開会

（高田真由美産業政策課企画幹兼課長補佐）

長野県中小企業振興審議会第2回条例検討部会を開会する。

本日は本部会の5名全ての委員の皆様にご出席いただいているため、本会議は長野県中小企業振興審議会条例第8条第5項の規定により準用する第6条第2項の規定による定足数を満たし、成立していることを御報告申し上げます。

### 2 産業政策課長挨拶

（石原秀樹産業政策課長）

皆様におかれては、年度末の御多用のところ御出席を賜り、感謝申し上げます。

本部会は昨年末に1回目の会議を開催し、私どもの考え方を説明させていただきました。

本日は条例の骨子について、落とすにはいけない項目等を皆様からアドバイスいただきたいと考えている。また、前回いただいた課題についても説明する。

いずれにしても、来年度中に新しい条例を作りたい。期間が1年間と決まっております、一生懸命やっていくので御協力をお願いしたい。

その中でも長野県の特徴や実効性をポイントと考えているので御指導いただきたい。

### 3 議事

（議長：小澤吉則部会長）

前回の議論を踏まえ、中小企業の振興に関する条例の輪郭をまず最初に描けばと考えているのでご協力をお願いしたい。

#### （1）中小企業の振興について条例で規定することについて

なぜ条例で規定するのかという意味合いについて、事務局から説明をお願いしたい。

- 石原秀樹産業政策課長が資料1-1、資料1-2及び資料3を説明した。

（議長：小澤吉則部会長）

前回の議論のおさらいと、なぜ条例が必要なのかということの説明、さらに、多くの意見をま

とめるべきという意見を受けて経済団体に話を聞いたところ、中小企業が多い長野県で条例がないのは適当でないとか、「絆」や「連携」の話、商工会等の位置付けの確かさや小規模企業者への配慮等を求める声などいろいろな話があったということ。今の説明に対して質問、意見等いかが。

(水本正俊委員)

「行政運営の基本的事項や政策の基本方針を規定する」以前に、「住民の義務賦課や権利制限を規定する…」という前段の部分が、一般県民には強く意識されるのではないか。この前段部分以上に「行政運営の…基本方針を規定する」の部分が大事だということを強調してほしい。

(根橋美津人委員)

全体についてはこのとおりでよいが、条例とするならば理念条例だけでなく、具体的に各主体に落ちるようなものを作り上げることが必要だと思う。いろいろな道府県で策定しているが、やはり「長野県らしさ」をこういった審議会またはそれぞれの意見集約を通じて作り上げてほしい。

(関野友憲委員)

今までの条例とは基本的に違う理念型の条例だということをどうやって関係者に丁寧に説明していくかが非常に大事だと思う。それから、小規模企業者について、先日、経済センサスの速報版が出たが、従業者1～4人の小規模企業が長野県では63%を占めるとのことで、ここをどうするのが非常に大きな課題だと思う。

(西澤孝枝委員)

4団体にヒアリングをして貴重な意見を吸い上げていただいたことにより、各団体にもより身近に条例を感じてもらえる。ヒアリング等を通じて今後もより身近なもの、中小企業の主体性が芽生えるもの等を取り込んでいってもらえれば、県民、中小企業、また小規模企業者を巻き込んだ条例ができるようになる。

(議長：小澤吉則部会長)

全体を通じて、条例にすることについては了とする、と総論として受け止めさせていただいた。さりとて理念型とすることの難しさと、長野県内の小規模企業者63%をどうするかという課題も併せ持って、中小企業を何とか元気にしていかなければいけない。その中でも実は小規模企業者が主体者であって、その主体者が連携していく姿というのを描いていくべきだという趣旨だと思う。続いて、2番目の骨子の素案について、事務局から説明いただきたい。

(2) 中小企業の振興に関する条例の骨子(素案)について

○ 石原秀樹産業政策課長が資料2の「1 目的」及び「2 中小企業者の定義」並びに 前回資料2-2及び前回資料2-4の一部を説明した。

(議長：小澤吉則部会長)

骨子の素案ということで、「目的」と「定義」の後、「基本理念」と「関係者の役割」、そして「県の施策の基本方針」と「県の施策の効果的な実施のための取組」と、先ほど説明いただいた他県

の例とほぼ同じ形で今回骨子を作っていた。

まず、中小企業条例を定めるに当たっての「目的」と、対象となる「中小企業者の定義」について説明いただいたが、これらについての意見、質問等いかが。

(石原秀樹産業政策課長)

私どもとしては、県が完成に近いものを提出するのではなく、皆様に意見を聞き、それをもとに作り上げたいと考えている。したがって今日は、いろいろな意見、これは大切だとか、これは入れてほしい、という意見をいただければと思う。

(関野友憲委員)

目的の中で「県経済の発展」というフレーズが出てくるが、長野県の地域性、歴史を考えたときに県経済という括りでよいのか。地域によって特徴があり、歴史も、産業の集積も違う。一括りにするのではなく「県の地域経済」などの方がよいのではないか。

(根橋美津人委員)

県経済の発展とともに、地域づくり、人づくりというところを強調して、ひいては地域の活性化にもつなげるというような発信を目的のところに加えた方がよい。

(水本正俊委員)

目的をもう少し具体的に書いてもらった方が、よりわかりやすく、イメージが湧くように思う。

(西澤孝枝委員)

中小企業が主体で、その果たす役割は大きい、中小企業のための条例だという一文を盛り込んでいただければと思う。もう一つは愛知県にもあったが、中小企業が果たす役割や県の責務なども条文に盛り込んで、「どっしりとした」ものとなるように目的を表現していただければと思う。

さらに、企業の「永続的発展」とか「持続可能な」というフレーズは中小企業を鼓舞する。富山県などでも「持続的な発展」というフレーズがあるので、こういう一言も入れてもらえれば。

(議長：小澤吉則部会長)

長野県らしい特色や、地域づくり・人づくり、さらに具体的に書くべきといった意見が出た。あえてここには載せていないが、細かく書くと、中小企業に関わる様々な関係団体、関係者や県などの役割も当然この条例では定めるということで、本県でも目的として記載をお願いしたい。目的なのであえて中小企業に目を見開かれるようなものをしっかり添えてスタートしていただきたいと思う。定義についてはいかがか。

(関野友憲委員)

愛知県の基本条例は「小規模企業者」とあえて定義しているのが特色。本県の小規模企業者は全体の63%を占め、長野県の経済を支えているが、ややもすると対象から抜けてしまう。地域づくりではこの63%の人々が主体的に動いている気がするので配慮が必要ではないか。

(議長：小澤吉則部会長)

中小企業基本法の定義はあるが、実は小規模企業者という別の括りで考えれば、「以下」というのが重要だと思うので、事務局で検討を。

3番目の「基本理念」、4番目の「関係者の役割」について説明をお願いしたい。

○ 石原秀樹産業政策課長が資料2の「3 基本理念」、「4 関係者の役割」及び前回資料2-4の一部を説明した。

(議長：小澤吉則部会長)

関係者になると一気に話が難しくなってくる。各県共通点があるので、まさにこういったところで長野県なりの特徴を提言いただければと思う。その前に、基本理念について、あらゆることを詰め込んだようなものになっているが、意見いかが。

(関野友憲委員)

何度も話しているが、基本理念の中に長野県らしさをどう入れていくのか。

県の特徴を活かした産業づくりのようなものを入れ込んでいくと、国の基本法よりも少し踏み込んだ基本理念になる気がする。

(議長：小澤吉則部会長)

県の特徴を活かした産業づくりでは、これよりも前に長野県ものづくり産業振興戦略プランなどがあるが、そういったものはどうか。

(石原秀樹産業政策課長)

この中にプランの名前を入れることは考えていない。ただ、事務局の検討の中で抽出されているものが4つある。

1つ目は、中小企業の自主的な取り組み、これはしっかり書くべきと考えている。

2つ目は、各団体からの意見聴取にもあったが、「連携」や「協働」といったキーワード。

3つ目は、県の特徴を活かした産業づくり、これが県のこれまでの様々な施策にも通じると考えているので、これはキーワードとして入ると思う。

4つ目は、小規模企業者への配慮、先ほども委員からお話があり、これは入れておくべきと認識している。

あと、環境への変化や社会貢献等は、基本法にも謳われているので、必要に応じて書き加えるという形で考えている。

(議長：小澤吉則部会長)

自主的な取り組みや連携、協働、さらに県の特徴を活かした産業づくり、この中に県のこれまでの施策が入ってくるだろうということと、小規模企業者への配慮ということだが、これらに加えて何かあるか。

(根橋美津人委員)

大きく各県の対応を見ると、茨城県、山口県、山梨県などは、冒頭で県の産業活性化における目標とか、県の立ち位置で、まさに中小企業が県の活性化のためには必要だということを謳った上で、いろんな理念を書いている。長野県もこういうもの、中小企業の活性化があってこそというものが冒頭にあると、より強くメッセージを発信できると思う。

(石原秀樹産業政策課長)

私どもが調べたところ、例えば愛知県は愛知産業労働ビジョンという5か年計画に基づいて、滋賀県では知事のマニフェストに基づいて、徳島県では同県で行われた経済サミットでの提言や県議会・経済界からの要請に基づいて制定したということで、それぞれ表現の仕方が異なっている。したがって、今提案いただいた言葉については、私どもの立ち位置をもう一度確認した上で書き加えていきたいと考えている。

(議長：小澤吉則部会長)

長野県が条例を作る背景としては、他県に比べて下請けが多いとかデフレの影響が厳しいとかいろいろあると思うが、具体的にどのようなことを想定しているか。

(石原秀樹産業政策課長)

中小企業数の減少と、数は減ってはいるものの中小企業は長野県の企業数で99.8%を占め、従業員数で見ると84.5%と全国平均の66%よりもかなり多く、中小企業にかなり県の経済を担っていただいているという状況がある。

ところが、中小企業を取り巻く環境には大変厳しいものがある。国内で言えば、長引いているデフレや製造業の6重苦、さらに金融円滑化法の終了やA I J問題がある。また、海外においては、海外景気の停滞やアジア新興国の台頭などがある。

そういう変化の中でもやはり中小企業が長野県の経済の成長点だということを、前日も皆様方と確認したところ。よって、これからも長野県が持続的な発展をしていくために、中小企業者を大切にしていくことが重要と思っている。

特に、大企業も初めから大きかったわけではなく、皆小さな企業からスタートしている。私どもが一番着目しているのが、新しい企業を育てないと、長野県の経済は維持できないということ、そして新しい企業とは中小企業とニア・イコールであると考えている。

よって、現在進行中の新しい総合5か年計画においても、ものづくり産業振興戦略プランにおいても、中小企業の位置づけは、私どもは真ん中に持ってきていると考えている。

したがって、この厳しい時代に中小企業を元気づける、また中小企業者を応援するという意味合いで、私どもはこの中小企業の条例を作る価値は十分にあると認識したところ。

(議長：小澤吉則部会長)

非常に厳しい状況があったとお聞きした。そういうことを聞けば、おのずと理念が見えてくると思う。他に理念についてはよろしいか。

次に、関係者の役割に議論を移したい。県、中小企業者、県民とその他関係者に分かれているが、まずは県、ここに場合によっては市町村も入ると思うが、いかがか。

最近大きな県外企業が何の前触れもなく消えてしまうという非常に危機的な状況にある。話を

聞くと、各自治体の商工労働担当者とあまり親密な関係でなかったとのこと。したがって、県や市町村は、企業を下支えすると同時に、誘致した企業や地域の中核企業に対しては、しっかりと情報交換やコミットを取って、地域に根付いてもらう働きかけをしていただきたい。

それから、手足だとすぐ切られてしまうので、来ていただいた以上は頭脳部分になってほしいという働きかけをしていただくことも、可能であれば努力目標として県や市町村にお願いしたい。他に、県に対していかがか。

(関野友憲委員)

「その他の関係者」の中で、微妙な問題だと思うが教育機関の問題について、大学とか研究機関は謳っているが、小学校から高校までの教育機関が、どの条例でも落ちている。将来を考えたときに、地域経済を作っていくときに教育機関が入っていないというのは、長野県が教育県と言われているのに少し寂しい感じがするし、何か本質的な問題があるのではという気がする。小・中・高校を含めた教育機関について、関わりが難しいかもしれないが、検討いただければと思う。

(石原秀樹産業政策課長)

今後、検討させていただきたい。確かに県外に本社のある県外企業の方々と意見交換した時に、こちらに単身赴任または移住を考えている方々からは、教育の水準や教育の機関、小・中学校、または予備校も含めていろいろ注文をいただいたところ。

(議長：小澤吉則部会長)

県だけでなく中小企業者でも県民でもその他でも結構なので、全体で感じたことがあったら発言を。

(根橋美津人委員)

非常に残念なのは、どの道府県も各主体者の中に労働者の視点がないこと。労働者の活性化なくして中小企業の発展はないと思うし、労働者も経営者とともに将来を考える視点が今後重要だということを取り組んでいる。労働者、労働団体が担い手として、一緒に連携をとって行くようなものにしていただければと思っている。前回、産学官金労と申し上げたが、そこに是非とも加えていただければと思う。

あと、先ほど関野委員からも出たように、やはり教育機関は大学等に限定せず、地域や中小企業に憧れを持つというか、若いうちからそういったものに取り組んでいくことが、ひいては県内にとどまる人材を確保する、また勤労観の醸成につながると考えている。そういう視点で教育等について考えていただければと思っている。

さらに、中小企業の活性化に向けては、大企業の配慮も欠かせないと思っている。配慮の中には大括りでいろいろな問題、取引関係の問題なども入ると思うが、そうしたものなくして中小企業に自主的に頑張れと言っても、なかなか今の慣行の中では難しい面もあるので、是非ともそういったものを盛り込んでいただければと思う。

(西澤孝枝委員)

大学には素晴らしいシーズがあり、中小企業はそれらを活用して産学官連携という中で事業化

を進めているし、大企業を擁する県では大企業をにらんだものが条文として入っている。大企業も含めてほしい。また、経協や県のテクノ財団等、中小企業関係団体との強い関係性、連携の中で事業を進めていることに鑑みれば、これらも含めていただきたい。

(水本正俊委員)

事務局案では県、中小企業者、県民、その他関係者と、その他関係者は丸めてあるが、これだとそれぞれの組織の意識がぼけてしまうかもしれない。細かければよいというものでもないが、できればもう少しそれぞれの役割を愛知県並みの項目で書いてもらった方がよいと思う。教育や労働などが入ってくるとなお長野県らしさが出るのではないか。他の県に比べればより細かく、細かすぎるかもしれないが、その辺を考慮いただければと思う。

(議長：小澤吉則部会長)

先程から小規模企業者の話が出ているが、自ら頑張ることが基本にあるものの、なかなか1人では頑張れないということで、連携とか大学や支援機関からの支援がある。その中で、関係者の中でも支援機関がどう中小零細、小規模企業を発展させていくかというコーディネーター機能、地域の支援力の向上、このようなものが自動的に押しあがっていくようなしくみを書いていただくことが必要かと思う。特に「連携」などという言葉が入ってくればと思う。

もう1つは、県民がこの施策を理解するという背景には、やはり地域の経済というのは、まずお金がたくさん入ってきて、それが地域で循環すればするほど同じお金でも何倍かになるのだが、今はザルで水を汲むような構造でなかなかお金が地域にとどまらない構造になっているので、難しいにしても、ここで意識を変えるための条例として、なるべく地元のものを買うという意識付けの一步を演出していただければよいと思う。他に意見いかが。

それでは、次のテーマの5番、6番の説明をお願いしたい。

○ 石原秀樹産業政策課長が資料2の「5 県の施策の基本方針」、「6 県の施策の効果的な実施のための取組」及び前回資料2-4の一部を説明した。

(議長：小澤吉則部会長)

ここに書かれた内容は既に県により推進されているが、それらを踏まえつつ、さらにこういうものが必要ではというものも含めて具体的な取組まで説明があった。意見いかが。

(水本正俊委員)

「5 県の施策の基本方針」で7項目あるが、具体的にイメージできるものとイメージできないものがある。今やっているものでイメージできるような形で説明いただければ。

○ 石原秀樹産業政策課長が県の施策を説明した。

(関野友憲委員)

県のどの機関で具体的に何をしているのかということ、たぶん基本条例では書きにくいから、基本条例以外の補足説明のような形の中で周知したほうがよいと思う。

(石原秀樹産業政策課長)

長野県がやっている施策が本当に正確に中小企業や県民に伝わっているのか。今回の中小企業振興条例を作る過程を丁寧に行い、多くの方々と意見交換をする中で、県の施策をしっかりとPRしたいと考えている。

(根橋美津人委員)

基本方針なので、シンプルにするか、より具体的に書くかに分かれると思う。

各県の条例を見ると、具体的に書いているところは、その県として何に注力して取り組み、それを中小企業に当てはめるところがイメージできるものがある。具体的に言えば、雇用関係の整備と一言で言っても、男女共同や次世代育成の観点を具体的に書いている県もあれば、総括りで雇用環境整備としている県もある。総括りだと確かに網羅はされるが、県として注力したいものがイメージできるためには、より具体的に県の今の取組なども含めて記載した方がよいと思う。

また、販路の拡大にしても、例えば島根県は県産品の利用に具体的に取り組んでいるが、その辺で「らしさ」というものが出てくる気がする。既に県で具体的に取り組んでいることばかりだと思うが、より「らしさ」を出すのであれば、その辺を条例にもう少し具体的に盛り込んだ方がよいと思う。

(石原秀樹産業政策課長)

確かに条例なので、あまり細かく書きすぎてもいかなものかと考えている。その点については次回までに、今回取りまとめを行った資料の中において、私どもの考え方をお伝えしたい。

(西澤孝枝委員)

中小企業振興センターはものづくりのアベノミクスの申請書の指定認定機関であるし、中小企業はデザインが弱くデザイン力で勝てないという中で、地域資源製品開発支援センターがあるし、テクノ財団や工科短大もある。制度資金もある。もう一つは、日本国内が人口の減少とともに先細りしていく中で、テクノ財団は国際連携という形で海外にも販路を求めていく支援のプログラムも持っているのだから、販路の拡大のところで一言付け足したらよいと思う。

(議長：小澤吉則部会長)

今、アベノミクスの話もあったが、いよいよ第3の矢として必要なのは、新産業の創造とか創出をしなければいけないということ。今まで設備投資をしないのは夢がないからだ、などとよく言われたが、最近県内で聞くと、ようやく少し夢が見えてきたかなという話もある。そういう中で、この文の中でも「革新」とか「創業」という言葉はあるが、思い切って「新産業の創設」などの言葉を入れることによって、当長野県はアベノミクスの第3の矢を実現するものである、などとなったらよいと思うので、検討をお願いしたい。

「6 県の施策の効果的な実施のための取組」も、具体的な取組ということで3つあるが、これも、もっと具体的に出てくると思うがいかがか。

(根橋美津人委員)

いろいろ具体的に挙げればきりが無いが、(2)のところでは先日、商工会議所連合会との打合せの際に、逆に先方からしっかり取り組んでくれと申し入れをされたが、特に県内中小事業者への受注機会の拡大というところが求められている。やはり我々も、公契約の視点も含めて、県内の中小事業者への受注機会の拡大のところを、具体的に文字には書けないかもしれないが、施策の中で実施していただきたいと思う。

(水本正俊委員)

条例は県の政策を約束するということか。これは県が全部やるということではどうか。これをやらないと、県をかなり縛ってしまうという感じがしないでもないが、県が自分たちを縛るために作っているようなものではないか。

(石原秀樹産業政策課長)

その前の県の責務のところでは、県は連携しながらこういう方向に進んでいくという形を挙げて、やはりそれだけでは足りず具体的に何かを書かなければいけない、かといって何々事業をやるというところまでは書けないということで、いくつかのセグメントで書き加えることが必要と考えているところ。

したがって、これは県を縛るというよりも、むしろこういう施策を県としてやるべきだという視点から意見をいただければ、これは県が今やっていなくても今後やらなくてはならないとか、もうこれは民間で十分できるから県のところから落とすということも理論上は可能かと考えている。限られた財源、時間、人材をうまく使って、よりよいものを作るためのいわゆる方向性、方針ということ。

(水本正俊委員)

それぞれの「4 関係者の役割」があり、その中で(1)の県の部分だけが5番にポンと出て来ていて、他の関係者はどうなのかという話にならないのか。

(石原秀樹産業政策課長)

他の関係者はそれぞれ責務とは言わないが取組み、「関係者の役割」ということで書き加えさせていただき、それ以上のことは書かない。

(水本正俊委員)

少しここだけ県だけが強調されている感じがする。

(関野友憲委員)

私もそういう認識。県が自分のやるべきことをやや明確にしすぎて、他のところがぼけている印象がある。提案したいのは制定後の問題。具体的な施策も実は、制定後どのように具体的に実施されていくのか、実際のところ本当に現代に合った施策であるかも含めてのことであって、条例が決まったから終わりという、作ることが目的ではないと思う。そこで、この「県の施策の効果的な実施のための取組」の中には是非入れていただきたいことが2点ある。

1つは、今までの県の施策の実施状況の調査研究をするということ。今まで中小企業の振興施

策をやってきたが、さらに効果的に進めるための調査研究を入れてほしい。もう1つは、条例を作った後も、中小企業者の意見を反映する場を作ってもらいたい。今までどちらかというとその窓口は非常に狭いのではないかという認識があり、その2つを入れていただければと思う。

(石原秀樹産業政策課長)

まず、水本委員が言われたことについては、事務レベルでもう1回検討してみたい。他とのバランスとか、他県の条例等をもう1回分析してみたい。さらに県の中で独自性を出すならば、その中で考えてみたいと思っている。それから関野委員の話で、調査研究または意見を反映する場所、これについても研究してみたいと考えている。

ただ、この条例については、作った後いろいろと状況の変化等があった場合には、中小企業振興審議会があるので、その場で意見をいただくことは可能と考えている。

(議長：小澤吉則部会長)

他に意見はあるか。それでは骨子の話はここまでとして、次第の3番のその他について事務局から説明をお願いします。

○ 石原秀樹産業政策課長が資料3を説明した。

(議長：小澤吉則部会長)

以上をもって本日の議事は全て終了した。積極的な御意見と円滑な進行への御協力に感謝する。

(高田真由美産業政策課企画幹兼課長補佐)

長時間にわたり御審議をいただき感謝申し上げます。次第の「4 その他」について委員の皆様から意見があるか。それでは閉会に当たり太田商工労働部長から、御礼を兼ねて御挨拶申し上げます。

(太田寛商工労働部長)

皆様からの自由で闊達な御意見を承り自分も刺激を受け、私どもこれから作業を進めるに当たり、大いに直すべき、これからより膨らますべきことがあると考えている。

今日の段階はまだ案文というよりは自由に御発言いただくということで、本当にありがたく思っている。

今後、先ほど事務局から申し上げたスケジュールを踏まえ、私ども事務方での作業を進め、また皆様から更なる御意見を賜りたいと考えている。

幸いにして、中小企業振興という方向が一致しているので、皆様の御意見を賜り、よいものにしてまいりたいと考えている。また、長野県らしさというものも考えてまいりたいのでよろしくお願ひしたい。本日の御審議に感謝申し上げます。

(高田真由美産業政策課企画幹兼課長補佐)

次回の開催日程等については、おって事務局から連絡させていただく。

長野県中小企業振興審議会第2回条例検討部会を閉会する。